

プライバシーマネジメントの 確立のために①

個人情報保護法施行にあたって 介護関係事業者の対応

医療・介護関係事業者における個人情報の
適切な取扱いのためのガイドラインによる

目 次

・ プライバシーマネジメントと個人情報保護法□	□P-1
・ 個人情報保護法制整備の背景□	□P-1
・ 2005年4月 個人情報保護法 全面施行□	□P-2
・ 関係省庁からのガイドライン□	□P-2
・ 本ガイドラインの基本的考え方□	□P-3
・ 本ガイドラインの対象となる「介護関係事業者」の範囲□	□P-3
・ 透明性の確保と対外的明確化□	□P-4
・ 責任体制の明確化と利用者窓口の設置□	□P-4
・ 用語の定義□	□P-5
・ 医療・介護関係事業者に課せられる義務□	□P-5
・ 利用目的の特定(法第15条・16条)□	□P-6
・ 利用目的の通知(法第18条)・公表(法第24条)□	□P-6
・ 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保(法第17条・19条)□	□P-7
・ 安全管理措置・従事者の監督及び委託先の監督(法第20条・22条)□	□P-7
・ 安全管理(法第20条)の詳細□	□P-8
・ 個人データの第三者提供(法第23条)①□	□P-8
・ 個人データの第三者提供(法第23条)②□	□P-9
・ 本人の権利と関与(法第24条・25条・26条・27条)□	□P-9
・ 苦情対応(法第28条・31条)□	□P-10
・ 厚生労働省のガイドラインと具体的対策□	□P-10
・ 医療・介護関係法令において介護関係事業者に 作成・保存が義務づけられている記録例□	□P-11

プライバシーマネジメントと個人情報保護法

企業の社会的責任(CSR[※])としての
プライバシーマネジメント

コンプライアンスの為の
個人情報保護法対策

機密情報保護の為
情報漏えい対策

個人情報保護法第20条に基づく
安全管理措置の必要

第20条も含めた個人情報保護法の遵守

1. 利用目的による制限等(法第15条～第16条)
2. 適正な取得、正確性の確保、安全管理措置等
□(法第17条～第22条)
 - ・取得した時は利用目的を通知又は公表しなければならない。(法第18条)
 - ・安全管理のために必要な措置を講じなければならない。(法第20条)
3. 第三者提供の制限(法第23条)
4. 本人の関与(法第24条～第27条)
5. 苦情の処理(法第31条)

厚生労働省のガイドライン 2004/12/24

医療・介護関係事業者における個人情報の
適切な取扱いのガイドライン

※CSR… Corporate Social Responsibility
日本語では「企業の社会的責任」と一般的に言われています。

個人情報保護法制整備の背景

IT社会の急速な進展

国際的な情報流通の拡大・IT化
OECD

機密情報漏えい

IT社会の「影」
プライバシー等の侵害
危険性不安感の増大

不正アクセス
コンピュータウイルス

個人情報保護法の確立

基本理念

国等の責務・施策

公的機関が遵守すべき
規律

民間事業者が遵守すべき
規律

分野ごとの措置

2005年4月 個人情報保護法全面施行

個人情報保護法は6章構成になっており、2003年5月の発布時点では1章から3章までが施行済みで、1章から3章は「国及び地方公共団体の責務」などについて述べられています。

2003年5月施行

- 1章 総則
- 2章 国及び地方公共団体の責務等
- 3章 個人情報の保護に関する施策等

第4章は一般企業に直接関わります。

2年間の施行猶予期間が設けられ、この間に個人情報取扱事業者は個人情報保護体制を確立することが求められます。

なお、第6章に罰則規定があり、管轄の主務大臣の命令に対する違反には罰則が課せられます。

2005年4月施行

- 4章 個人情報取扱事業者の義務等
- 5章 雑則
- 6章 罰則

関係省庁からのガイドライン

各産業分野毎に関係省庁から出ている、ガイドラインやパブリックコメントに則した対応が求められています。

※ガイドラインでは、産業分野毎に具体的にどのような対応を行うべきか等、具体的な例示を示しています。

例えば・・・「個人情報取扱事業者」の定義を比較すると

〈個人情報保護法第2条第3項〉

個人情報データベース等を事業の用に供している者を言う。



〈厚生労働省〉

個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護関係事業者にも厚生労働省のガイドラインを遵守する努力を求めるものである。

個人情報の保護に係る関係省庁の検討状況

内閣府のホームページ <http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/gaidorainkentou.html>

産業分野□	金融分野□	雇用管理□	電気通信事業分野□	経済産業分野□	医療・介護関係
管轄省庁□	金融庁□	厚生労働省□	総務省□	経済産業省□	厚生労働省
発表内容□	ガイドライン□ 実務指針□	ガイドライン□	指針□	ガイドライン□	取り扱い ガイドライン

本ガイドラインの基本的考え方

法第3条「個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取扱われるべきもの」

医療分野

個人情報の保護に関する基本方針

平成16年4月2日閣議決定
基本方針

介護分野

医療分野と同様に個人情報の適正な取扱いが求められる分野

法令

基本方針

本ガイドライン

を踏まえ

個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある

【法の規定により遵守すべき事項】→「しなければならない」 →厳格に遵守

【その他の事項】

→（法に基づく義務はない）→達成出来る様に努める。

本ガイドラインの対象となる「介護関係事業者」の範囲

「介護関係事業者」の範囲

- ①介護保険法に規定する
- 居宅サービス事業
 - 居宅介護支援事業
 - 介護保険施設を経営する事業
 - 老人居宅生活支援事業
 - 老人福祉施設を経営する事業
 - その他高齢者福祉サービス事業
- を行なう者。
（「介護関係事業者」）

②委託を受けた業務を遂行する事業者

- 適切な安全管理措置を講ずること。
- 本ガイドラインに沿った対応を行う事業者を委託先として選定。
- 個人情報の取扱いについて定期的な確認を行なう。
- 適切な運用が行なわれていることを確認する。

③「個人情報取扱事業者」としての法令上の義務を負わない介護関係事業者も本ガイドラインの遵守する努力を求められている。

④本ガイドラインの「個人情報」の範囲

- 介護関係事業者が保有する生存する個人に関する医療・介護関係の情報
- 介護関係事業者が保有する死亡した個人に関する医療・介護関係の情報
介護関係事業者は個人情報と同等の安全管理措置を講ずる。

透明性の確保と対外的明確化

- 1 介護関係事業者は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を行なう。
(プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等)

- ・個人の人格尊重
- ・法令遵守の精神

- 2 個人情報の取扱いに関する明確かつ適正な規制を策定する。

- ・安全管理措置の概要
- ・本人等からの開示等の手続
- ・第三者提供の取扱い
- ・苦情への対応についての規定

- 3 それらを対外的に公表する

趣旨

1. 介護関係事業者で個人情報が利用される意義について、利用者の理解を得ること。
2. 介護関係事業者において、法を遵守し、個人情報保護のため積極的に取り組んでいる姿勢を明らかにする。

責任体制の明確化と利用者窓口の設置

介護関係事業者は個人情報の適正な取扱いを推進し漏えい等の問題に対処する体制を整備する必要がある。

事業者の全体を統括する組織・責任体制の確立

規程の策定

安全管理措置の計画・立案

利用に個人情報の利用目的を説明する

問い合わせの出来る窓口機能の確保(相談・苦情)
利用者の立場に立った対応

用語の定義

個人情報

(識別可能情報)

- 生存する個人に関する情報
- 個人を識別できる情報
- 暗号化されていても個人情報
- 死者の情報が生存する個人に関する情報の場合は生存する個人の個人情報
- 介護関係個人情報は整理されていなくても個人情報

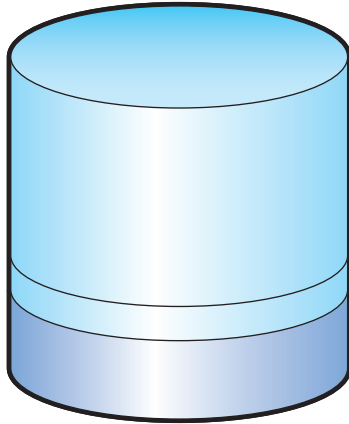
【法第2条第1項】

保有個人データ

介護事業者が開示、内容の訂正、消去等及び第三者への提供の停止を行なうことの権限を有するもの。

※除く

- ① 公益その他の利益が害されるもの
- ② 6ヶ月以内に消去するもの



個人情報データベース

コンピュータ、紙面の利用を問わず、整理・分類し特定の個人を検索出来る。マニュアル処理情報。

個人データ

「個人情報データベース等」を構成する個人情報。

【法第2条第2.4.5項】

個人情報の匿名化

個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすること。

本人の同意

個人情報の目的外利用や個人データの第三者提供の場合は原則本人同意が必要。

家族等への病状説明

- ・本人以外の者に病状説明を行なう時は本人の同意が必要。
- ・本人の申し出がある場合は家族の特定の人を限定することが出来る。

医療・介護関係事業者に課せられる義務

医療・介護関係事業者には様々な義務が課せられますが、以下の5つのカテゴリーに大別することができます。

- ① 利用目的の特定・公表 (法第15条. 16条. 24条)
- ② 適正な取得、正確性の確保、安全管理 (法第17. 19. 20条～22条)
- ③ 第三者提供の制限 (法第23条)
- ④ 本人の権利と関与 (法第25条～27条)
- ⑤ 苦情の処理 (法第28条. 31条)

個人情報の保護に関する法律

(首相官邸) <http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/hourituan/>

(厚生労働省) <http://www.mhlw.go.jp/>

正しく理解し適正予防策を!

利用目的の特定(法第15条・16条)・公表(法第24条)

利用目的の特定

(法第15条)
利用目的を出来るだけ特定する

介護サービス
利用目的の個人情報

➡ 本人への通知

上記以外の個人情報

➡ 当該利用目的
の公表

利用目的の公表

(法第24条)

- 1) 個人情報取扱事業者の氏名・名称
- 2) 利用目的

想定される利用目的

【介護関係事業者の内部での利用に係る事例】

- ・当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
- －当該利用者の介護サービスの向上

利用目的の制限

(法第16条)

特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えてはいけない。
目的外利用にはあらかじめ本人の同意が必要。

＜例外＞(法第16条3項)

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
- ③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合
- ④国の機関若しくは地方公共団体等法令の定める事務を遂行するため

利用目的の変更

(法第15条2項)

変更を行なう時 ➡ 本人への通知・または公表

※変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならない。

- 3) 利用目的の通知・開示・訂正・停止等の
手続の方法・手数料
- 4) その他政令で定めるもの

利用目的の通知(法第18条)

取得する場合

利用目的を通知(法第18条)

【間接取得の場合】

- あらかじめ利用目的を公表
- 速やかに利用目的を本人に通知、又は公表する

【直接取得の場合】

(例) 保険証の提示・問診票の記入など本人に対して利用目的を明示

● 利用目的を変更した場合

- 本人に通知・又は公表する

【公表方法】

- ・事業所内に掲示
- ・ホームページへの掲載

利用目的の
特定
(法第15条)

適正な
取得

法第17条

保有個人データに関する事項を公表

法第24条

個人情報の適正な取得、 個人データ内容の正確性の確保(法第17条・19条)

① 介護関係事業者は偽りその他の不正の手段により
個人情報を取得してはならない

個人情報の適正な取得
(法第17条)

正確かつ最新の内容に保つよう努力
(法第19条)

- ・本人から直接取得
- ・第三者提供は本人の同意
- ・やむを得ない場合本人以外の家族

- ・第三者提供に疑義が生じた場合本人
又は情報提供者の確認をとる。
- ・個人データの内容の正確性最新性を
確保するため研修の開催を行なうこ
とが望ましい。

✕ 親の同意なし
十分な判断能力を有しない子供

安全管理措置・従業員の監督及び 委託先の監督(法第20条～22条)

安全管理措置 (法第20条)

個人データの漏えい、
滅失又はき損

(防 止)

- ㊦. 組織的
- ㊧. 人的
- ㊨. 物理的
- ㊩. 技術的

安全管理措置

(リスク)

- ☐適切な措置を講ずる
- ☐個人データの記録した媒体の
- ☐性質に応じた安全管理措置

従業員の監督 (法第21条)

安全管理措置を遵守

・従業員に対し必要かつ適切な
監督をする。

[従業員] ☐医療資格者

- ☐ ・業務に従事する者全て
- ☐ ・理事
- ☐ ・派遣労働者

・管理者は従事者の監督義務が
課せられている。

〔「介護保険法」に基づく
各運営に関する基準〕

委託先の監督 (法第22条)

安全管理措置の遵守

委 託 先

- ・必要かつ適切な監督をする
- ☐①契約上での受託者の義務
- ☐②定期的な確保
- ☐③再委託先も同様とする

責任はあくまで事業者

介護関係事業者に課せられた責務

二次被害の防止

漏えい等の問題が発生した時事

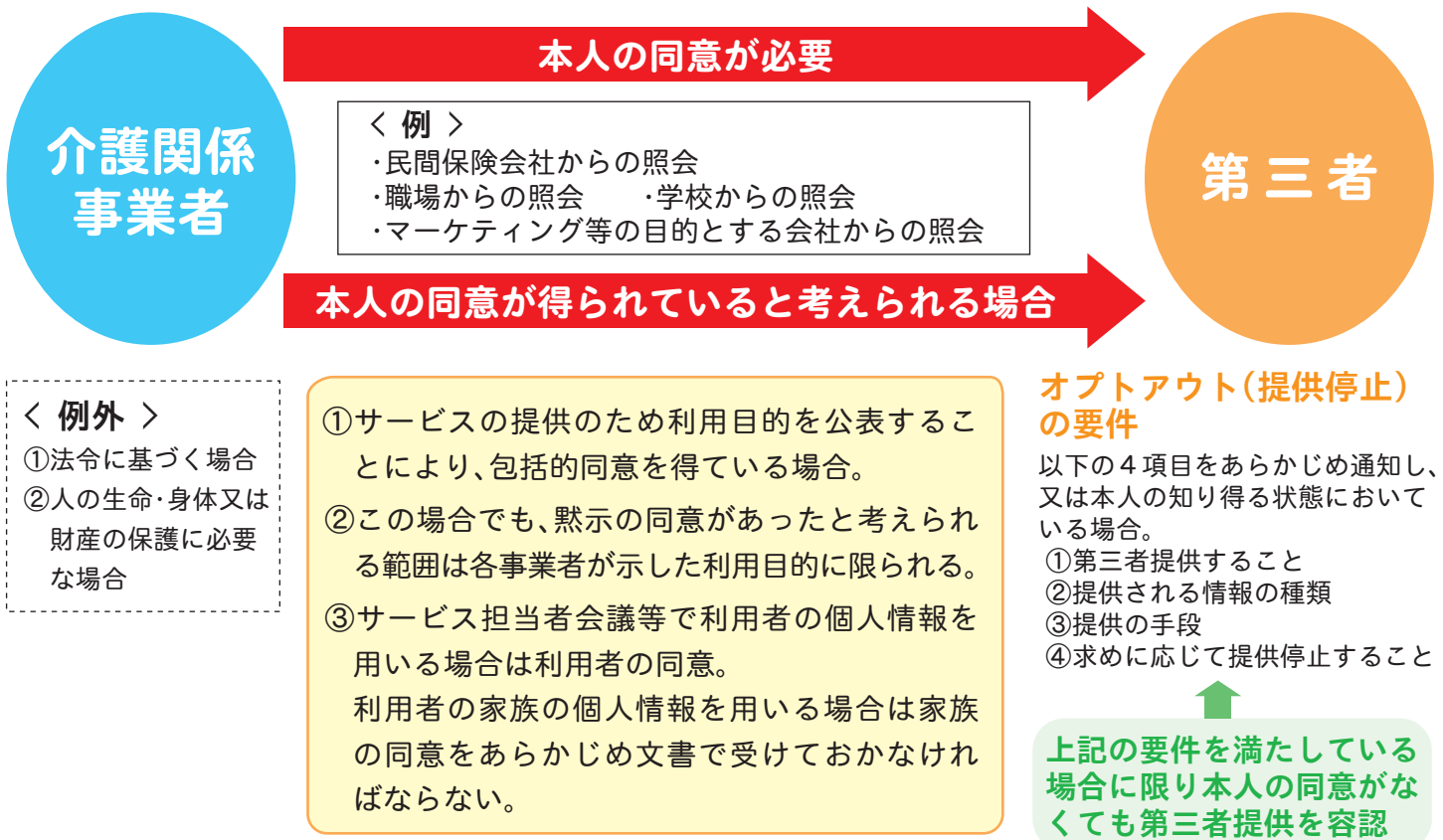
事実関係の公表

都道府県の所管課に速やかに報告

安全管理(法第20条)の詳細

組織的安全管理	人的安全管理	物理的安全管理	データの保存
① 個人情報保護に関する規程の整備・公表 ・個人情報に関する規程の <input type="checkbox"/> 整備 ・個人データを取扱う情報 <input type="checkbox"/> システムの安全管理措置 <input type="checkbox"/> に関する規程の整備	④ 個人情報保護に関する規程の整備 ・雇用契約□・就業規則 ・就業期間中□離職後 ・医療資格者□ ・介護サービスの従業員は特に遵守	⑥ 物理的安全管理措置 a. 入退館管理 b. 盗難等に対する予防対策の実施 c. 機器・装置等の固定などの物理的保護	⑧ 個人データの保存 a. 劣化防止など個人データが消失しない様に保存 b. 検索可能な状態で保存
② 個人情報保護推進のための規程の整備・公表 ・責任体制の明確化 ・管理者・監督者を定める ・委員会の設立	⑤ 従業者に対する教育研修の実施 ・従業者に対する教育研修の実施 ・派遣労働者に対する教育研修の実施	技術的安全管理 ⑦ 物理的安全管理措置 a. 個人データに対するアクセス管理 ・IDやパスワード等による認証 ・業務上必要な範囲のみのアクセス b. 個人データに対するアクセス記録の保存 c. 個人データに対するファイアウォールの設置	データの廃棄 ⑨ 不要となった個人データの廃棄 a. 個人データを復元不可能で ・焼却・溶解 b. 個人データを扱った情報機器の廃棄復元不可能な形 c. これら廃棄業務を委託する場合個人データの取扱いも委託契約に定める
③ 個人データ漏えいに対する報告連絡体制の整備 ①個人データの漏えい等の事故が発生した場合 ②個人データ取扱いに関する規程等に違反している場合 ↓ 報告連絡体制の整備 ↓ 苦情への対応を行う体制との連携			

個人データの第三者提供(法第23条)①



個人データの第三者提供(法第23条)②

【第三者】に該当しない場合

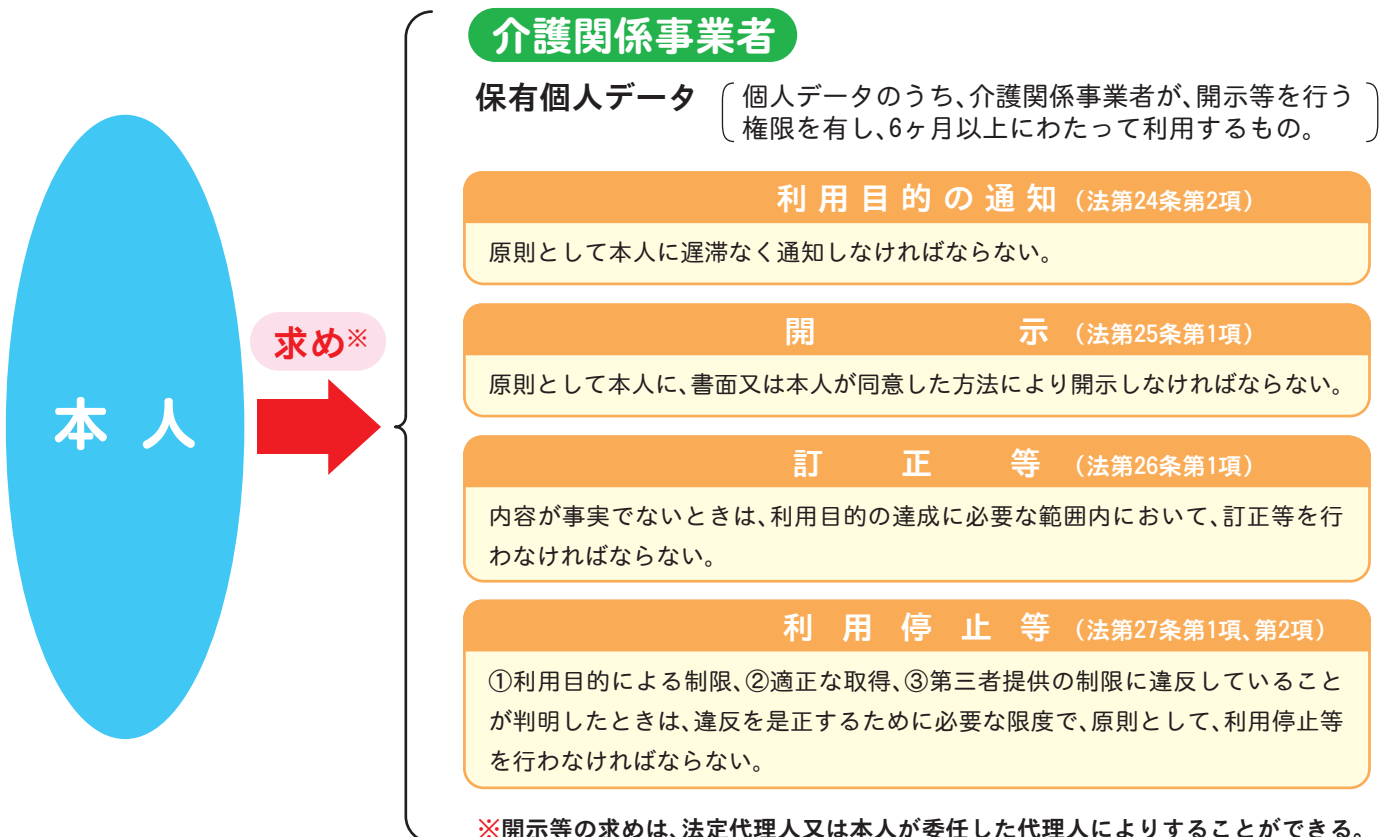
①他の事業者等への情報提供であるが「第三者」に該当しない。

- ・委託先への提供(委託元に管理責任)
 - ・グループによる共同利用(個人データを特定の者との間で共同で利用する旨をあらかじめ本人に通知等している場合に限る)
- (ア)共同して利用される個人データの項目
 - (イ)共同利用者の範囲
 - (ウ)利用する者の利用目的
 - (エ)責任を有する者の氏名、名称

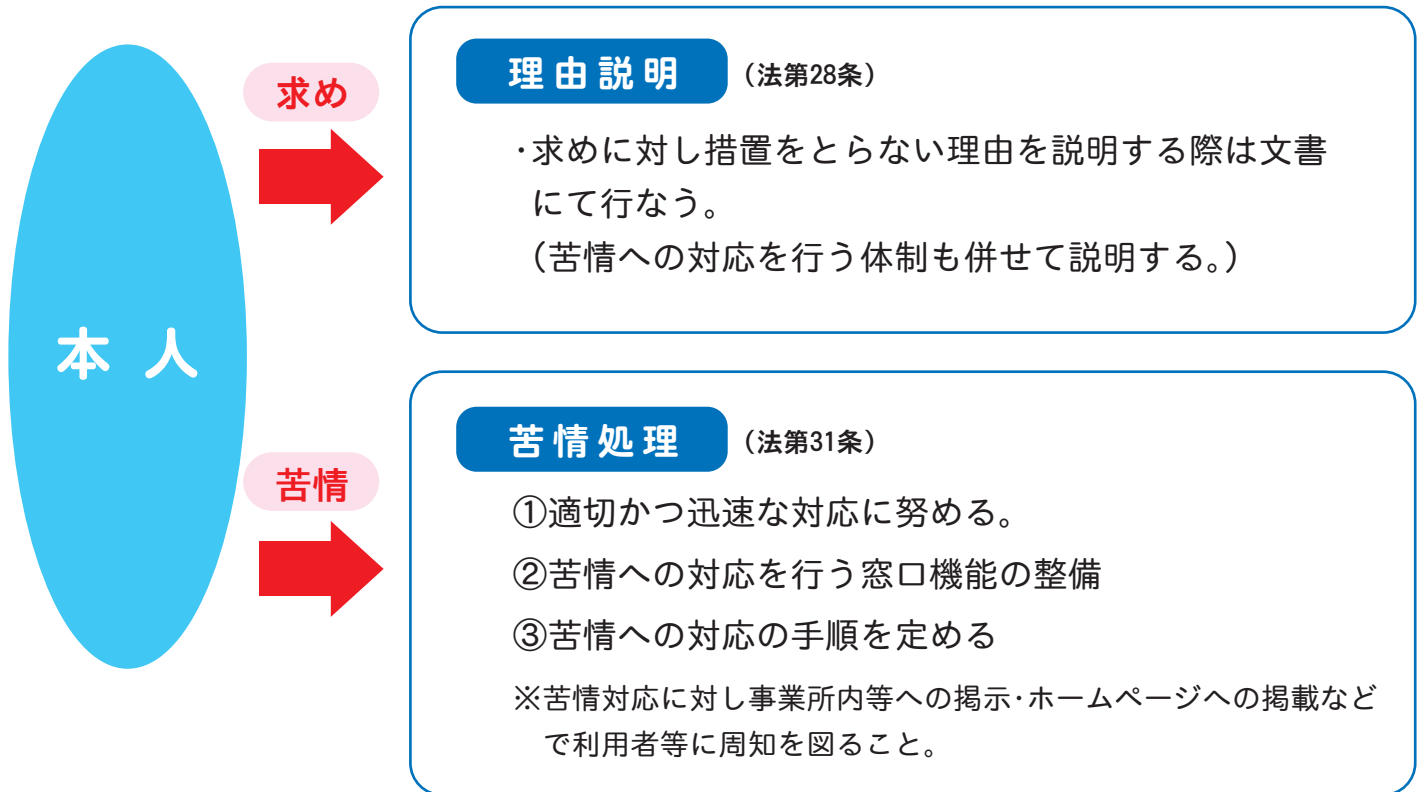
②同一事業者内における情報提供であり「第三者」に該当しない場合。

- (ア)介護関係事業者内部における情報交換
 - (イ)同一事業者が開設する複数の施設間における情報交換
 - (ウ)当該事業者の職員を対象とした研修での利用
- 要件 本人の同意を得る
 - 個人が特定化されないよう匿名化する
 - (エ)当該事業所内で経営分析を行なうための情報の交換

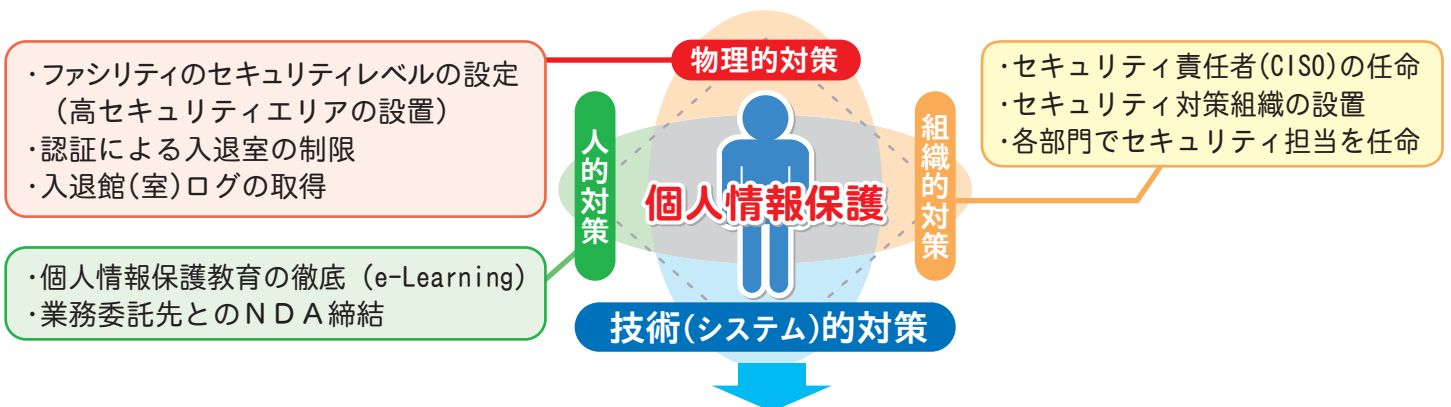
本人の権利と関与(法第24条・25条・26条・27条)



苦情対応(法第28条・31条)



厚生労働省のガイドラインと具体的対策



技術的安全管理措置として講じなければならない事項

①個人データへのアクセスにおける識別と認証	クライアント認証 & アクセスコントロール
②個人データへのアクセス制御	クライアント監視 & アクセスログ収集
③個人データへのアクセス権限の管理	ワーム&ウィルス対策
④個人データのアクセスの記録	暗号化、フィルタリング
⑦個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策	
⑧個人データを取り扱う情報システムの監視	
⑤個人データを取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策	
⑥個人データの移送・送信時の対策	

医療・介護関係法令において介護関係事業者に 作成・保存が義務づけられている記録例

① 指定訪問介護事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画(通称:ケアプラン) ・サービスの提供の記録 (通称:ケア記録、介護日誌、業務日誌) ・訪問介護計画 ・苦情の内容等の記録 	⑩ 指定痴呆対応型共同生活介護事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供の記録 (通称:ケア記録、介護日誌、業務日誌) ・身体的拘束等に係る記録 ・痴呆対応型共同生活介護計画 ・苦情の内容等の記録
② 指定訪問入浴介護事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画(通称:ケアプラン) ・サービスの提供の記録 (通称:ケア記録、介護日誌、業務日誌) ・苦情の内容等の記録 	⑪ 指定特定施設入所者生活介護事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供の記録 (通称:ケア記録、介護日誌、業務日誌) ・身体的拘束等に係る記録 ・特定施設サービス計画 ・苦情の内容等の記録
③ 指定訪問看護事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画(通称:ケアプラン) ・サービスの提供の記録 (通称:ケア記録、介護日誌、業務日誌) ・主治の医師からの指示書 ・訪問看護計画書 ・訪問看護報告書 ・苦情の内容等の記録 	⑫ 指定福祉用具貸与事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画(通称:ケアプラン) ・サービスの提供の記録 (通称:ケア記録、介護日誌、業務日誌) ・苦情の内容等の記録
④ 指定訪問リハビリテーション事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画(通称:ケアプラン) ・サービスの提供の記録 (通称:ケア記録、介護日誌、業務日誌) ・診療記録 ・訪問リハビリテーション計画 ・苦情の内容等の記録 	⑬ 指定居宅介護支援事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画(通称:ケアプラン) ・アセスメントの結果の記録 ・サービス担当者会議等の記録 ・モニタリングの結果の記録 ・苦情の内容等の記録
⑤ 指定居宅管理指導事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画(通称:ケアプラン) ・サービスの提供の記録 (通称:ケア記録、介護日誌、業務日誌) ・診療記録 ・苦情の内容等の記録 	⑭ 指定介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供の記録 (通称:ケア記録、介護日誌、業務日誌) ・身体的拘束等に係る記録 ・施設サービス計画 ・アセスメントの結果の記録 ・モニタリングの結果の記録 ・苦情の内容等の記録
⑥ 指定通所介護事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画(通称:ケアプラン) ・サービスの提供の記録 (通称:ケア記録、介護日誌、業務日誌) ・通所介護計画 ・苦情の内容等の記録 	⑮ 特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・行った具体的な処遇の内容等の記録 ・入所者の処遇に関する計画 ・身体的拘束等に係る記録 ・苦情の内容等の記録
⑦ 指定通所リハビリテーション事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画(通称:ケアプラン) ・サービスの提供の記録 (通称:ケア記録、介護日誌、業務日誌) ・通所リハビリテーション計画 ・苦情の内容等の記録 	⑯ 介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供の記録 (通称:ケア記録、介護日誌、業務日誌) ・身体的拘束等に係る記録 ・施設サービス計画 ・アセスメントの結果の記録 ・モニタリングの結果の記録 ・苦情の内容等の記録
⑧ 指定短期入所生活介護事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画(通称:ケアプラン) ・サービスの提供の記録 (通称:ケア記録、介護日誌、業務日誌) ・身体的拘束等に係る記録 ・短期入所生活介護計画 ・苦情の内容等の記録 	⑰ 指定介護療養型施設	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供の記録 (通称:ケア記録、介護日誌、業務日誌) ・身体的拘束等に係る記録 ・施設サービス計画書 ・アセスメントの結果の記録 ・モニタリングの結果の記録 ・苦情の内容等の記録
⑨ 指定短期入所療養介護事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画(通称:ケアプラン) ・サービスの提供の記録 (通称:ケア記録、介護日誌、業務日誌) ・身体的拘束等に係る記録 ・短期入所療養介護計画 ・苦情の内容等の記録 	⑱ 養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の処遇の状況に関する帳簿の整備 ・苦情の内容等の記録